

トイレ、バリアフリーについて

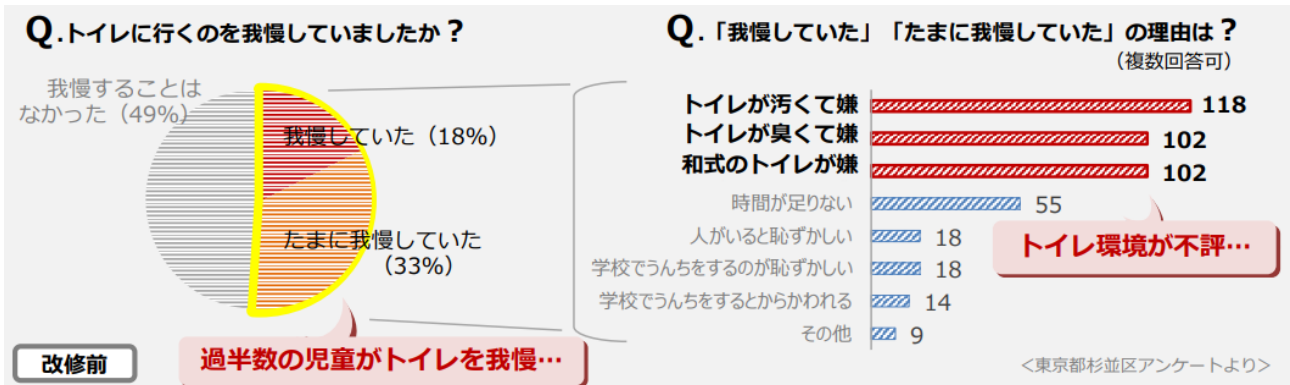
トイレについて

背景

衛生環境

■教育環境改善に関する調査(R.3 文部科学省)

- ・ある学校では過半数の児童がトイレに行くことを「我慢していた」と回答。(下図左)
- ・上位の理由として「トイレが汚くて嫌」「トイレが臭くて嫌」「和式トイレが嫌」が挙げられている。(下図右)



和式と洋式

■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標一覧(抜粋)(R2.12 内閣官房)

公立小中学校施設の防災機能強化(バリアフリー化やトイレの洋式化等を含む)を支援する。
57.0%(令和2年9月時点) → 中長期の目標:95.0%(令和7年度目標)

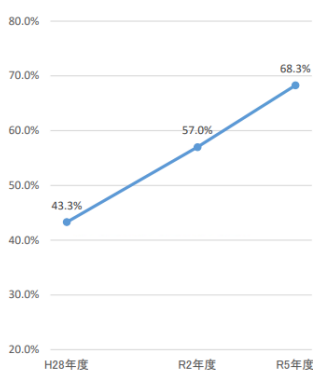
■「新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方について」(R4.3 文部科学省)

衛生環境改善の視点や生活スタイルの変化等を踏まえ、トイレについて、洋式化・乾式化を積極的に推進するとともに、手洗い設備の非接触化も積極的に推進することが重要である。

参考:全国の公立小中学校のトイレの状況(令和5年9月1日時点)

- ・公立小中学校のトイレの洋便器率は令和5年9月時点で68.3%である。

公立小中学校のトイレの洋便器率の推移



	洋便器数 (基)	和便器数 (基)	合計 (基)	洋便器率	R2年調査 (上昇率)
小中学校※2	905,447	420,891	1,326,338	68.3%	57.0% (+11.3%)
幼稚園※3	30,871	6,766	37,637	82.0%	75.8% (+6.2%)
特別支援 学校	43,990	5,750	49,740	88.4%	79.4% (+9.0%)
合計	980,308	433,407	1,413,715	69.3%	58.3% (+11.0%)

※1 バリアフリートイレを含み、男子トイレの小便器は含まない。
 ※2 義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。
 ※3 幼保連携型認定こども園を含む。

出典:文部科学省 公立学校施設のトイレ状況調査の結果について(R5.9)

バリアフリートイレ・多様な利用者への対応

■文部科学省の整備目標

- ・令和7年度末までに避難所に指定されている全ての学校にバリアフリートイレを設置する。(P.16表)

■文部科学省の方針

- ◆バリアフリー化推進指針(R2.12 文部科学省)
- ・誰もが利用できる便所についても示している。(P.11)

■近年の動向

- ・児童生徒の多様化にともない、近年では、特に性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応が求められている。
- ・人権・道徳教育、災害時の対応等の観点からも、学校トイレのバリアフリー化やインクルーシブ化が求められている。

(参考)バリアフリー・多様な利用者へ配慮したトイレの例



バリアフリートイレ
(さいたま市与野本町小学校)



手すりを設置したトイレ
(さいたま市与野本町小学校)

写真：文科省「学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集」より

現状と課題

トイレに関する第1回アンケート結果はP.6～10を参照。

各務原市の学校トイレ整備状況一覧はP.13を参照。

衛生環境

- ・第1回アンケート結果より、市民、保護者からは、「健やかで衛生的な環境」が求められている。(P.6)
- ・これからの新しい学校トイレについて求めることは、小中学生共に「明るくきれいな場所」が最も多い。(小学生で85.4%、中学生で82.2%)(P.9)

和式と洋式

- ・令和5年度現在、各務原市の学校全体の洋式化率は児童生徒トイレで約57%、屋内運動場(武道場含む)は約93%、屋外トイレは約10%となっている。(下表参照)

各務原市内小中学校の施設別洋式化状況(P.13)

		児童生徒トイレ		屋内運動場・武道場		屋外トイレ		職員トイレ	
		和	洋	和	洋	和	洋	和	洋
全体	器具数	533	706	10	130	78	9	12	96
		1239		140		87		108	
	洋式化率	57.0%		92.9%		10.3%		88.9%	
小学校	器具数	347	490	4	85	57	4	5	66
		837		89		61		71	
	洋式化率	58.5%		95.5%		6.6%		93.0%	
中学校	器具数	186	216	6	45	21	5	7	30
		402		51		26		37	
	洋式化率	53.7%		88.2%		19.2%		81.1%	

器具数

- ・第1回アンケートでは、那加一小、蘇原中、中央中で「トイレの数が足りない(職員用含む)」と回答している。(P.8)
- ・児童生徒トイレの器具数は特別教室棟に比べて普通教室棟に多い。
- ・校舎を利用する一部の放課後児童クラブでは、配置の関係でトイレの数が不足しているところがある。
- ・災害時について、発災直後は排水管の状況が未確認のため、仮設トイレによる対応を想定している。(本市の防災部局より)

バリアフリートイレ

- ・各務原市の学校では、主に車いすでの利用を想定した整備となっている。
- ・車いすトイレを整備している場所は、校舎内の児童生徒トイレ、屋内運動場である。
- ・校舎内の児童生徒用トイレに整備している学校数は、小学校で3校、中学校で2校である。その他に、中央中では、トイレ内の大きなブースで車いすが利用できるようにしている。
- ・屋内運動場に整備している学校数は、小学校で7校、中学校で3校である。(P.13)

(※各務原市内の小中学校数は、小学校17校、中学校8校)

多様な利用者への対応

- ・教育現場からは、特別支援学級付近に多目的トイレを整備することを求める声がある。
- ・第1回アンケートでは「現在のトイレではジェンダー対応が難しい」という回答が多く、トランスジェンダーへ施設的な配慮が出来ていない。(P.7)

現況写真

蘇原一小



那加中



検討内容

トイレの基本的な考え方(案)

- **衛生面での配慮**
 - ・明るく清潔なトイレとする
 - ・トイレの床は乾式化を基本とし、維持管理がしやすい仕様とする
- **利用しやすい配置**
 - ・児童生徒のみならず教職員や来校者にとっても使いやすい配置とする。
 - ・特に、保健室や特別支援学級等からの利用に配慮した配置とする
- **器具数の確保と洋式化**
 - ・便器や手洗い設備等は、児童生徒数、教職員数に適した器具数を確保する
 - ・便器は、洋式を基本とする
- **多様な利用者への配慮**
 - ・学校内に、多様な利用者に配慮したバリアフリートイレを確保する
 - ・多様な利用者に配慮したバリアフリーのトイレについては、保健室、特別支援学級や地域開放が想定されるエリアからの使用を考慮した配置を検討する
 - ・地域開放が想定されるエリアからの使用に配慮した設置器具数を検討する。その際は、災害時のトイレ利用について、発災直後は仮設トイレ・マンホールトイレによる対応であり、その後に地域開放が想定されるエリアでの避難生活となることを想定する

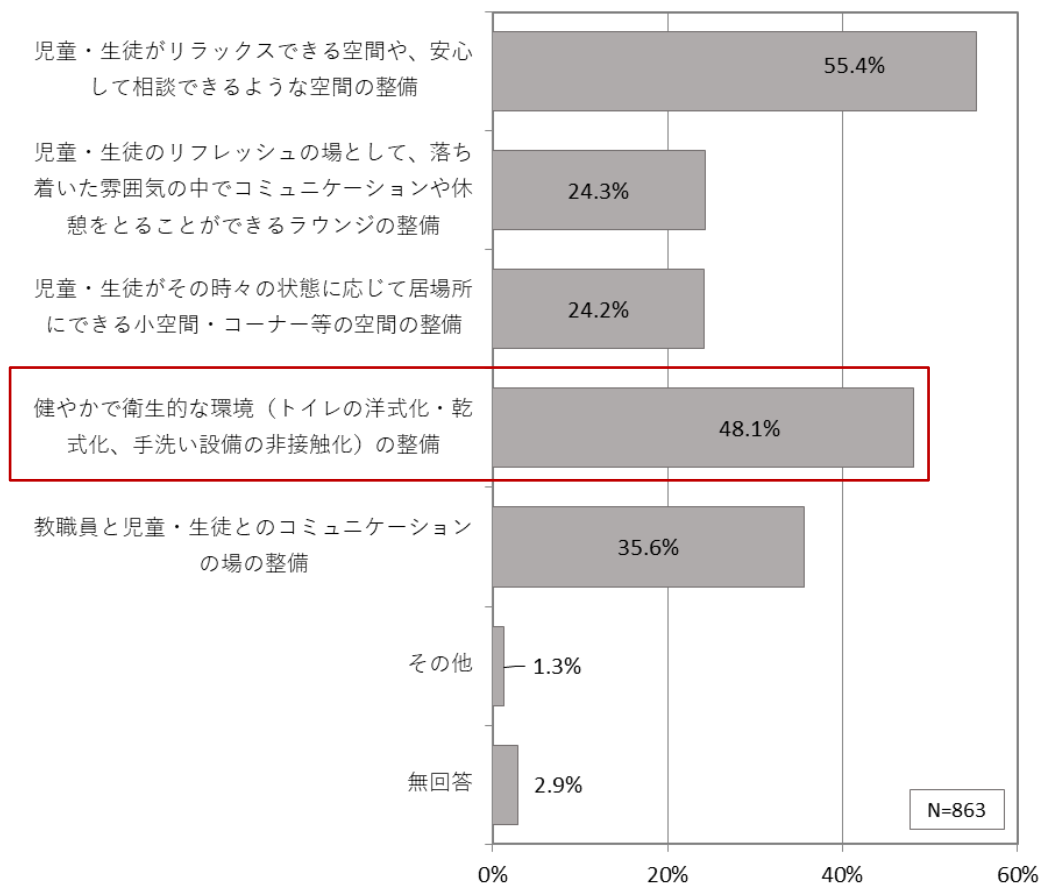
■第1回アンケート結果(抜粋)

トイレ

【今後の学校施設について】 市民・保護者アンケートより

○[共創]新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間の実現に特に重要と思う項目

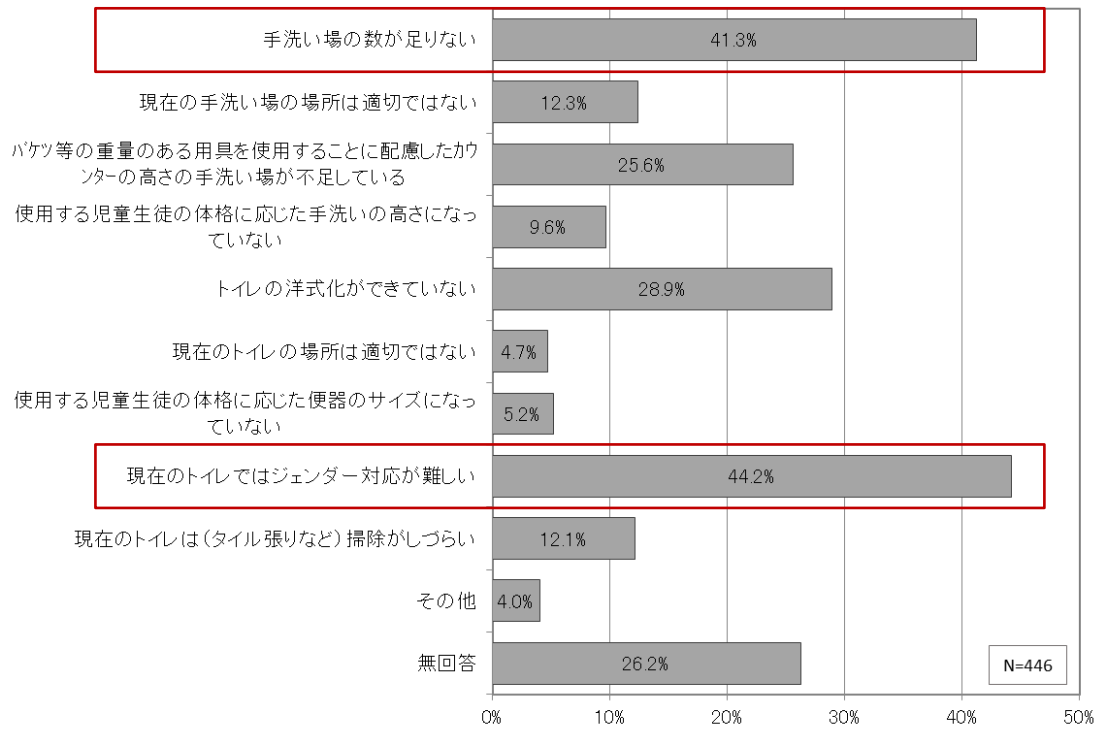
・「児童・生徒がリラックスできる空間や、安心して相談できるような空間の整備」が55.4%で最も多く、次いで「健やかで衛生的な環境(トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化)の整備」が48.1%となっている。



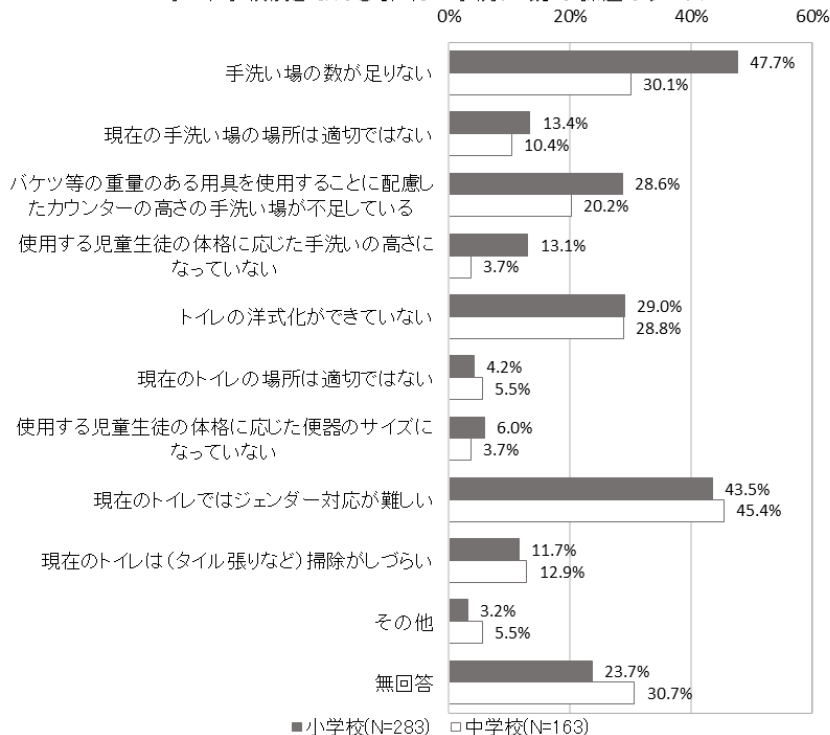
【学校施設について】教職員アンケートより

○トイレ・手洗い場について教育活動や児童・生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)

- ・「現在のトイレではジェンダー対応が難しい」44.2%で最も多く、次いで、「手洗い場の数が足りない」が41.3%となっている。
- ・小・中学校別でみると、小学校で「手洗い場の数が足りない」47.7%で中学校よりも多く、中学校では、「現在のトイレではジェンダー対応が難しい」が小学校よりも多い傾向にある。
- ・「その他」の具体的な課題内容としては、「トイレの数、個室の数が足りない」や「外トイレが古い」、「職員トイレが狭い、数が足りない」などがあげられている。



小・中学校別と Q10①【トイレ・手洗い場】の課題のクロス



〇トイレ・手洗い場の課題に関して、具体的な課題やその課題に対する対策や解決のアイデア

具体的な課題・対策や解決のアイデア	学校名
グラウンドや体育館前にある外用トイレの老朽化が激しく、非常に不衛生。和式も多い。さらに外からの視界を十分に遮ることができていないため、プライバシーもない。早急に対応をお願いしたい。	那加第一小学校
トイレの数が少ない。	那加第一小学校
廊下に手洗い場の設置、トイレの改修。	那加第二小学校
教室にしか手洗いの場所がなく、並んでしまう。	那加第二小学校
各教室に手洗い場がほしい。	那加第三小学校
スリッパなしで使用できるとよいです。	那加第三小学校
手洗い場が掃除しにくい材質。掃除後の汚水などが詰まる。	那加第三小学校
一部和式便器があり、使用経験のない児童が失敗していることがあります。	稲羽西小学校
改築。便器の取り替え。	稲羽東小学校
水道の場所を増やす。	鶉沼第一小学校
教室棟の2箇所に男女どものトイレを作る。	鶉沼第一小学校
トイレが男女で設置されておらず、校舎の東西の端に1つずつ男子、女子になっており、教室の位置によって、校舎の端のトイレまで行かないといけないう児童が出てきて、不便。	鶉沼第一小学校
児童数の割に、水道が少なく多くの子供達が押し寄せる。蘇原第二、八木山、川島小学校のように各教室の廊下に水道があると歯磨きもできるし、手洗いもはやくでき、授業や給食などに余裕が持てる。	鶉沼第二小学校
北舎の便器は古くてサビなどが落ちません。可能であれば購入できるとありがたいです。	鶉沼第三小学校
トイレのリフォーム。	鶉沼第三小学校
全てのトイレを洋式にしたい。	鶉沼第三小学校
タイルばりのトイレは、改修工事。	鶉沼第三小学校
北舎のトイレの洋式化。	八木山小学校
トイレは全て洋式でよいと思う。多機能トイレが学年に一つあると、ジェンダーにも配慮できると思う。	蘇原第一小学校
最近は自動で流れるトイレが主流のため、手動式の場所は流し忘れが散見されます。全て自動になっているとよいかと思えます。	蘇原第二小学校
バケツの汚水が詰まらず捨てられる流しがあると良い。男女問わず使える多目的トイレが各学年の階にあるとよい。	那加中学校
男子トイレの便器の数を増やす。	那加中学校
南舎のトイレは洋式だが、北舎は、タイル張りの和式で、生徒が使用を拒む傾向にある。	桜丘中学校
東棟が古いので、新しくしてほしい。	川島中学校
人数の割に、トイレ、洗い場が少ない。場所も悪い。掃除後の汚れた水を捨てる場所が外しかない。	蘇原中学校
大便器は4つは欲しい。	中央中学校
南舎のトイレが古すぎる。	中央中学校
職員用男子トイレのキャパシティが足りない。	中央中学校

【これからの学校施設への期待】教職員アンケートより

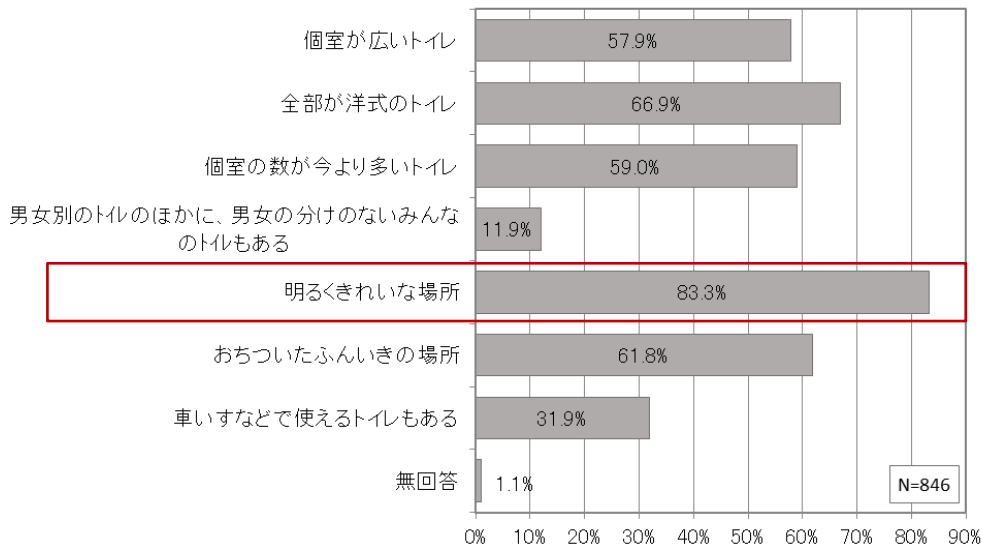
○これからの学校トイレに必要なこと

地域開放を視野に入れたトイレの整備。
校庭トイレの洋式化。
屋外トイレの確保と衛生面、安全面のセキュリティ強化。
職員用のトイレの整備。

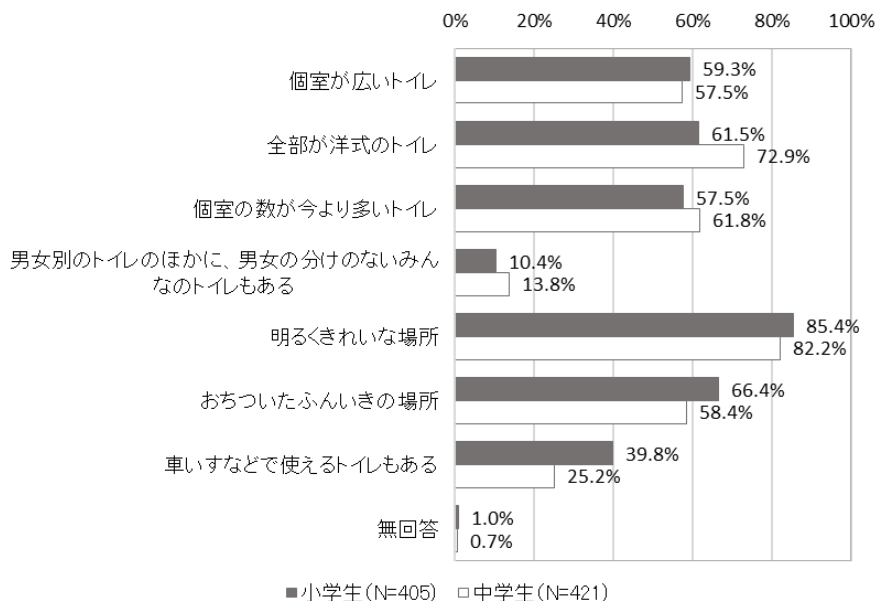
【これからの新しい学校について】児童・生徒アンケートより

○これからの新しい学校のトイレやそのまわりについて、あったらよいと思うもの

- ・「明るくきれいな場所」が83.3%で最も多く、次いで「全部が洋式トイレ」が66.9%、「おちついたふんいきの場所」が61.8%となっている。
- ・小・中学生別でみると、「明るくきれいな場所」は小・中学生共によいと思う人が多い傾向であるが、小学生では「おちついたふんいきの場所」が66.4%で多く、中学校では、「全部が洋式のトイレ」が72.9%で多くなっている。



小・中学校別とQ7トイレやその周りについてよいと思うものとのクロス



○これからのトイレにあったらよいと思うもの(その他)

- ・「手洗い場が多くあるとよい」や「鏡も大きくしてほしい」などが多くあげられている。
- ・「衛生的なトイレ」では、「消毒液があるトイレ」や「臭くないトイレ」といった内容もあげられている。

順位	あったらよいと思うもの	実数
1	化粧鏡、手洗い場の充実	17
2	衛生的なトイレ	12
3	自動洗浄付きトイレ	10
4	プライバシー確保	9
5	各トイレにサニタリー用品の完備	6
6	消音トイレ	6
7	多機能トイレ	5

【建替えに関して】 市民・保護者、教職員アンケート

○学校の建替えに関するご意見やご要望(自由回答)

意見	対象者
トイレの整備。設備の老朽化対策だけでなく清掃業者を年一回は入れて清潔さを保つ掃除指導を行いたい。	教職員
最近の新築家庭のトイレは自動で水が流れます。それが当たり前となっている最近の子どもたちに、レバーを手で押して流すことを教えても習慣がないため、忘れがちです。現代の生活様式に合わせるため、そして、汚れた手で触らなくてもよいという衛生面を考慮するため、自動で流れるトイレにしてほしいです。また、ペーパーホルダーを2つついたものにしてください。	教職員
職員数や児童数を考慮して部屋やトイレの数を少し多めに作る。掃除や換気がしやすい作りをして衛生面を一番にする。	教職員
早急にトイレの洋式化をすすめていただきたいです。和式のトイレ自体ほぼ目にするのがなく練習もできないため入学してもすぐに対応できないと思うから。	市民・保護者
トイレは明るく清潔に	市民・保護者
洋式トイレの確立	市民・保護者
子供達がトイレを使いやすい環境	市民・保護者
トイレの分散化。休み時間は限られているのでトイレは多数作るべき。トイレに行きたい子供が誰もいない場所でさっとできる空間が欲しい。	市民・保護者
トイレの洋式化。	市民・保護者
トイレがきれいであってほしい(生理用品も置いてほしい)。	市民・保護者
設備的なことは実際に学ぶ子供たちの意見を聞くべきかと考えます。小さな学校からマンモス校に小から中学に上がったとき、トイレの少なさに子供は困っていました。またトイレに行きたいのに鏡の前で髪を直したりしている子が邪魔になったりして、安心してトイレに行けなかった様子です。短い休み時間でトイレには困っていた様子です。	市民・保護者

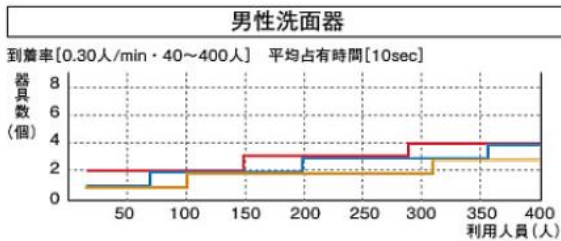
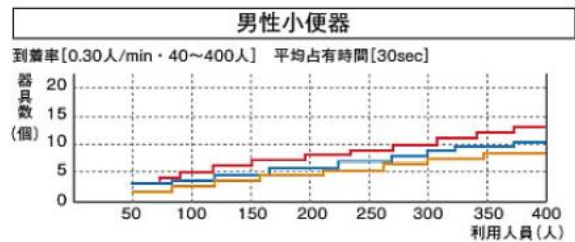
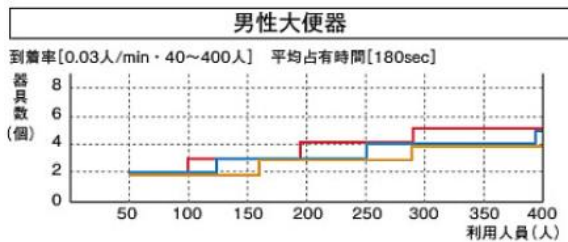
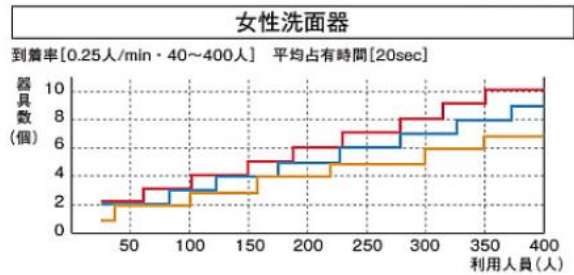
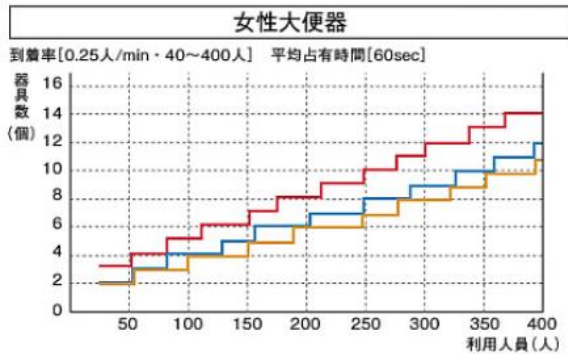
■文科省 バリアフリー化推進指針(令和2年12月) 抜粋**第2章4—5 誰もが利用できる便所****(5) 誰もが利用できる便所**

- ①洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要である。また、障害のある児童生徒、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた多様な便所を計画することが重要である。
- ②便所は、障害のある児童生徒等の利用に配慮した計画とし、車いす使用者用便房を設置することが重要である。この際、車いす使用者用便房は男女共用とすることが望ましい。
- ③車いす使用者用便房を設置する便所については、便所及び便房の出入口並びに通路について、車いす使用者の通行が可能な幅員を確保することが重要である。
- ④高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便房、オストメイト対応の水 洗器具を、一般の便所内あるいは適切な位置に確保することが重要である。
- ⑤床面は滑りにくい仕上げとし、便所及び便房の出入口並びに通路は段差をなくすとともに、出入口に戸を設ける場合には円滑に利用できる仕様とすることが重要である。
- ⑥小便器の一個以上は、床置き式又は壁掛式低リップとし、手すりを設置することが重要である。
- ⑦障害のある児童生徒等が休憩時間内の教室移動の際などに利用することを考慮し、各階に車いす使用者用便房を設置することが望ましい。とりわけ、新築・改築時や、長寿命化改修等の大規模な改修時の機会を活用して、各階に車いす使用者用便房を設置することが重要である。
- ⑧車いす使用者用便房、オストメイト対応の水 洗器具、オムツ交換シート等の設置などを組み合わせて多機能便房とする場合については、多機能便房以外の便所と一体的 又はその出入口の近くなど、適切な位置に設置するとともに、車いす使用者の利用に 支障が生じないように、整備する箇所に配慮することが望ましい。
- ⑨車いす使用者用便房には、緊急通報ボタンを設置することが重要である。
- ⑩洗面台の一個以上は、座位でも容易に使用できる高さ、使いやすい水栓の設置、車いすでひざ下が入るスペースの確保等の措置を講じることが望ましい。
- ⑪視覚障害者の利用に配慮して、洗浄ボタン、ペーパーホルダー等の機器の配置については、日本産業規格(JIS) 7を踏まえ、統一することが望ましい。
- ⑫視覚障害者の利用に配慮して、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが有効である。
- ⑬視覚障害者や聴覚障害者の利用に配慮して、便房の戸に使用中か否かの表示装置を設置するなど、わかりやすいものとすることが有効である。
- ⑭聴覚障害者の利用に配慮して、緊急時であることを知らせるための光警報装置を設置することが有効である。

■衛生器具の設置個数算定に関する参考資料

●学校

建物の器具利用特性として、休憩時間などに集中的に利用される集中利用形態とし、シミュレーションにより算出した器具数をグラフで示しています。算定条件として器具ごとに「器具占有時間」「生徒数に対する器具利用者の割合」「サービスレベル」を設けています。また、シミュレーション時間は、休み時間を10分と定め、その前後5分間を加え、全体で20分間としています。



サービスレベル

	レベル1(上限値) 待ち時間が少ない 良好な器具数	レベル2(平均値) 標準的な待ち時間 の器具数	レベル3(下限値) 必要最低限の 器具数
男性大便器	待ち時間が30秒以内	待ち時間が60秒以内	待ち時間が90秒以内
男性小便器	待ち時間が15秒以内	待ち時間が30秒以内	待ち時間が60秒以内
男性洗面器	待ち時間が5秒以内	待ち時間が10秒以内	待ち時間が20秒以内
女性大便器	待ち時間が30秒以内	待ち時間が60秒以内	待ち時間が90秒以内
女性洗面器	待ち時間が10秒以内	待ち時間が20秒以内	待ち時間が40秒以内

出典:SHASE-S206-2019 給排水衛生設備規準・同解説

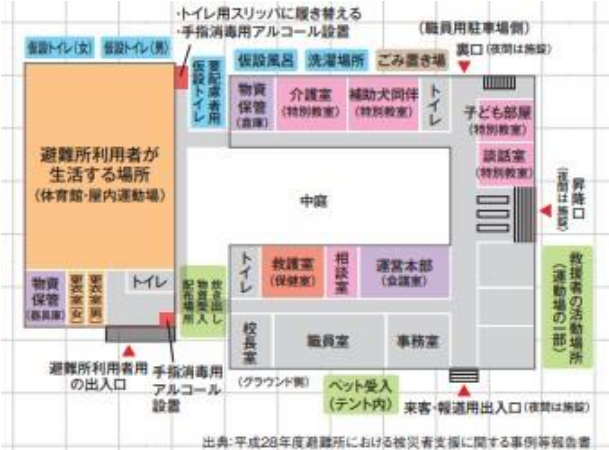
TOTO 株式会社 学校・幼児施設トイレブック「衛生器具の設置個数算定に関わる参考資料」より

■各務原市の学校トイレ整備状況一覧(令和5年6月現在)

区分	箇所	R3 児童生徒数	児童生徒トイレ							屋内運動場							武道場						屋外トイレ							職員トイレ					
			男子			女子			車いす	小計	男子			女子			車いす	小計	男子			女子			車いす	小計	男子			女子			小計		
			小便	和	洋	和	洋	小便			和	洋	和	洋	小便	和			洋	和	洋	小便	和	洋			和	洋	小便	和	洋	和		洋	小便
小学校	那加第一小学校	785人	33	3	12	12	30	0	90	3	1	1	3	1	1	10	0	0	0	0	0	0	6	1	1	7	1	0	16	3	0	1	0	3	7
	那加第二小学校	434人	26	10	6	12	18	0	72	3	0	2	0	4	0	9	0	0	0	0	0	0	3	1	0	3	0	0	7	2	0	2	0	3	7
	那加第三小学校	443人	32	7	8	7	25	1	80	3	0	1	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	2	0	1	0	2	5
	尾崎小学校	221人	29	8	5	14	15	0	71	2	0	1	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	4	2	0	1	0	2	5
	稲羽西小学校	363人	32	10	6	16	18	0	82	3	0	2	0	3	1	9	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	0	5	3	0	1	0	4	8
	稲羽東小学校	140人	15	5	5	5	15	0	45	3	0	2	0	3	1	9	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	2	0	1	0	3	6
	川島小学校	774人	28	7	7	7	21	0	70	2	0	2	0	4	0	8	3	0	2	0	2	7	0	4	0	2	1	0	7	3	1	1	0	3	8
	鵜沼第一小学校	632人	30	3	10	6	26	0	75	3	0	1	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0	0	6	2	0	1	0	2	5
	鵜沼第二小学校	658人	35	6	10	8	28	0	87	3	0	2	0	3	1	9	0	0	0	0	0	0	3	1	0	3	0	0	7	2	0	1	1	2	6
	鵜沼第三小学校	580人	35	11	9	14	26	0	95	2	0	1	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	2	0	1	1	1	5
	緑苑小学校	137人	36	12	6	27	9	0	90	2	0	1	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	6
	八木山小学校	202人	22	7	2	10	12	0	53	2	0	1	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	2	0	1	1	1	5
	陵南小学校	434人	32	6	15	12	20	0	85	2	0	2	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	3	0	2	0	3	8
	各務小学校	184人	29	11	5	20	12	3	80	3	0	2	0	3	1	9	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	3	0	2	0	3	8
	蘇原第一小学校	859人	52	14	9	23	32	0	130	3	0	2	0	3	1	9	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0	0	6	2	0	1	1	2	6
	蘇原第二小学校	487人	37	11	6	18	19	0	91	3	0	2	0	3	1	9	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	4	0	2	0	4	10
中央小学校	412人	21	2	12	3	23	4	65	2	0	2	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	2	0	2	0	3	7	
小計	7745人	524	133	133	214	349	8	1361	44	1	27	3	47	7	129	3	0	2	0	2	7	37	19	1	38	3	0	98	41	1	23	4	43	112	
中学校	那加中学校	643人	27	5	11	8	17	1	69	5	0	3	0	6	1	15	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0	0	6	3	0	1	0	3	7	
	桜丘中学校	430人	38	10	12	20	18	0	98	2	0	1	0	2	0	5	3	0	1	1	1	6	2	1	0	2	0	0	5	6	0	4	0	6	16
	稲羽中学校	286人	28	8	5	24	5	0	70	2	0	1	0	2	0	5	0	0	0	0	0	3	1	0	2	0	0	6	3	1	1	2	1	8	
	川島中学校	357人	22	3	8	5	14	0	52	3	0	1	1	2	1	8	2	0	2	0	2	6	3	0	2	0	3	0	8	2	0	1	0	2	5
	鵜沼中学校	527人	46	11	7	22	23	2	111	3	0	2	0	3	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	1	6
	緑陽中学校	315人	28	10	4	19	12	0	73	4	0	2	0	4	0	10	0	0	0	0	0	0	3	2	0	4	0	0	9	2	0	1	0	2	5
	蘇原中学校	775人	38	7	14	8	35	0	102	4	1	1	3	1	11	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	2	1	1	1	2	7
	中央中学校	792人	44	6	10	20	18	0	98	3	0	2	0	3	0	8	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	0	5	2	0	1	0	2	5
	小計	4125人	271	60	71	126	142	3	673	26	1	13	4	23	3	70	5	0	3	1	3	12	18	7	2	14	3	0	44	22	2	11	5	19	59

※車いすトイレとは、男子、女子トイレとは別に配置された車いすトイレを指す

■災害時に学校を避難所として利用する際のトイレの考え方について

<p>目標とする トイレの数</p>	<p><過去の災害等を踏まえた目安></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基 ・その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基 ・トイレの平均的な使用回数は、1日 5 回 <p>トイレの個数については、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出する。また、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。</p> <p><スフィア・プロジェクトによる目安></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子 30 人につき 1 基、男子 60 人につき 1 基 <p>① トイレは発災直後から必要であることから、最低限必要な個数を備蓄し、その後のニーズに応じて数を確保し、快適性の確保を図ること。</p> <p>② トイレは、原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置するとともに、建物内のトイレを優先して障害者、高齢者、女性や子供に使用させる等の工夫に努めることが必要。（内閣府）</p>
<p>トイレの形式</p>	<p>洋式が好ましい（高齢者や障害者にとって和式の使用は困難）</p> <p>既設トイレを洋式に整備した上で、仮設トイレを準備、マンホールトイレの設置などの対策を講じた方が良い。（学校のトイレ研究会）</p>
<p>仮設トイレの準備</p>	<p>災害時、既設トイレが断水等の何らかの理由で使用できない場合、仮設トイレの設置が急務となる。仮設トイレの種類として主に以下の 4 種類が挙げられる。（内閣府）</p> <p>①携帯トイレ ②簡易トイレ ③仮設トイレ ④マンホールトイレ</p>
<p>避難所としての 整備</p>	<p>避難所として利用されるのはたいてい 1 階である。また、それ以上の階を避難所として改修するには莫大な費用が掛かる。</p> <p>避難所として利用されることを前提に整備することで、全体の設備費用が抑えられることもある。（学校のトイレ研究会）</p>  <p>避難所の空間配置図の事前作成例(全体図)</p>

[出典]

学校のトイレ研究会 vol.21 <https://www.school-toilet.jp/book/pdf/vol21.pdf>

内閣府「避難所におけるトイレ確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf

バリアフリーについて

背景

■バリアフリー

- ・令和2年にバリアフリー法が改正され、公立の小中学校（床面積2,000㎡以上）も建築物移動等円滑化基準の対象となった。（基準の概要はP.22）

◆バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

（参考）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）

第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条及び第二十五条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五十平方メートル）とする。

◆学校施設のバリアフリー化に関する実態調査について(R.4.9 文部科学省)

- ・文科省は令和7年度末までの公立小中学校等施設のバリアフリー化の目標として、「バリアフリートイレ（車椅子使用者トイレ）」「スロープ等による段差解消」「エレベーター」について数値目標を示している。
- ・令和4年9月時点の実態は下表のとおりとなっている。

対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標	
バリアフリートイレ	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%に相当	
	屋内運動場	36.9%	41.9%		
スロープ等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する	
		屋内運動場	74.4%		77.9%
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	57.3%		61.1%
		屋内運動場	57.0%		62.1%
エレベーター	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%に相当	
	屋内運動場	65.9%	70.5%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約76%に相当	

◆岐阜県福祉のまちづくり条例

- ・岐阜県福祉のまちづくり条例では、教育施設(学校)は施設の規模にかかわらず特定公共的施設に位置づけられている。
- ・特定公共的施設を建築する場合には、構造及び設備の整備に関し、整備基準に適合することが求められる。(基準の概要はP.22)

■ユニバーサルデザイン

◆「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(抜粋)(R4.3 文部科学省)

物理的・心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくとともに、ユニバーサルデザインの考え方を目指していくことが求められている

現状と課題

■バリアフリー

- ・各務原市の学校には、エレベーターが設置されていない。
- ・一部の学校には、階段に車いす昇降機を設置している。
- ・スロープのない出入口については、仮設のスロープで対応している所もある。(下図参照)

◆第1回アンケート調査結果より(P.19~20)

- ・エレベーターやスロープの設置が求められている。

各務原市内小中学校におけるバリアフリーについての現状(一例)



玄関前の急な階段



仮設スロープ

■ユニバーサルデザイン

- ・施設面において小中学校ではバリアフリー対応に留まっており、ユニバーサルデザインを採用した設えとなっていない。運用上の工夫で、各学校が都度、状況に合わせて現場対応している状況。

◆第1回アンケート調査結果より(P.19~20)

- ・学校生活に係る課題として「現在のトイレではジェンダー対応が難しい」という声や、LGBTへの対応を求める声が挙げられている。

検討内容

バリアフリーの基本的な考え方(案)

➤ **施設のバリアフリー化**

- ・国が定めるバリアフリー法に準拠した施設計画とする
- ・多様な利用者の利用を妨げないように配慮した設えとすることが望ましい

➤ **ユニバーサルデザインによる配慮**

- ・学校施設全体を段差のないフラットな施設とすることを基本とする
- ・地域開放を想定するエリアなど、多様な利用者が想定されるエリア付近では、ユニバーサルデザインを検討する等、誰もが利用しやすい環境づくりに配慮する

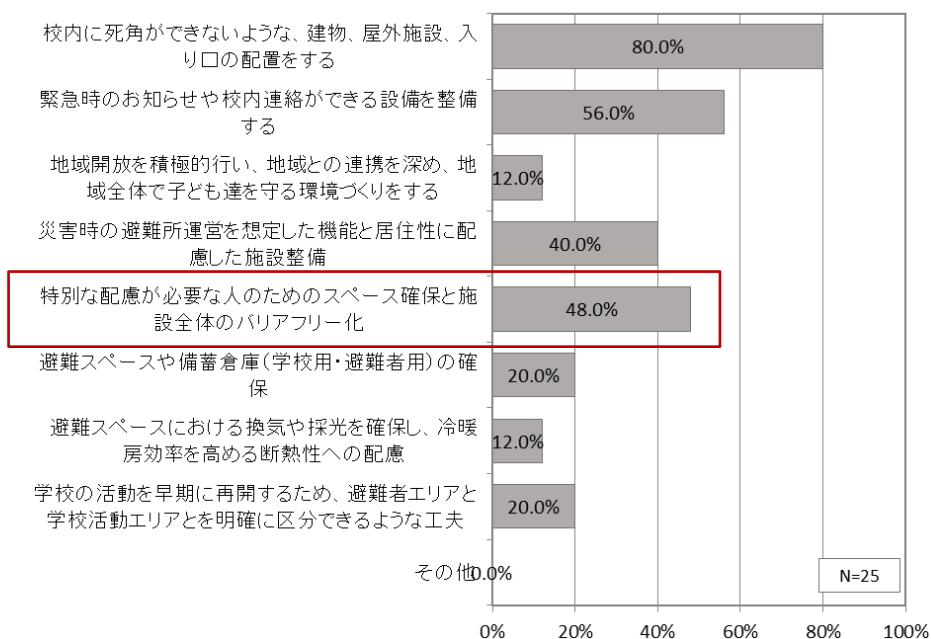
■第1回アンケート結果(抜粋)

バリアフリー

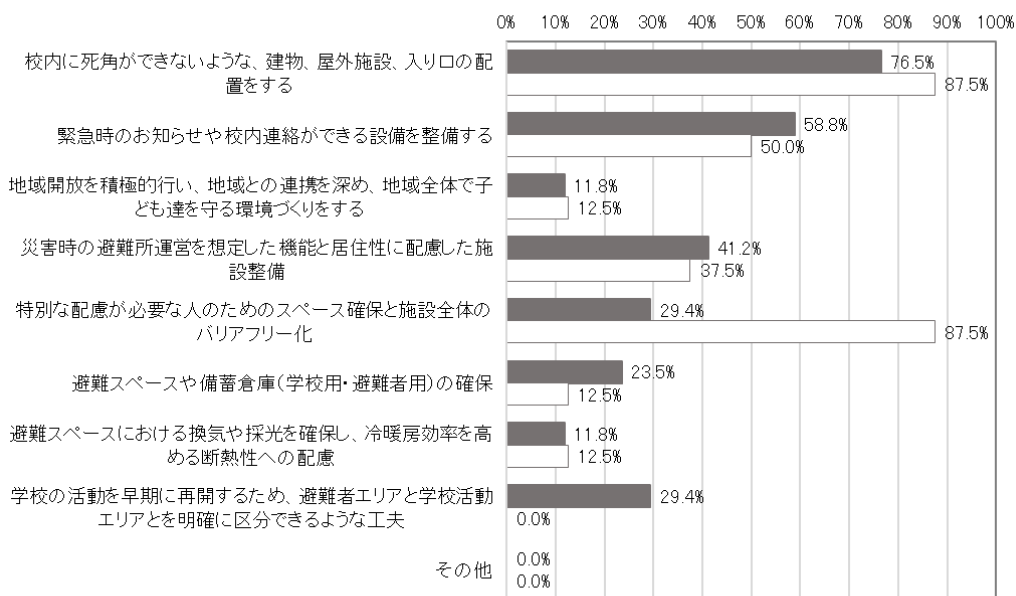
【安全・安心な学校づくりについて】 学校代表者アンケートより

○これからの学校を整備する際に、子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な学校を作るために特に重視したい項目

- ・「特別な配慮が必要な人のためのスペース確保と施設全体のバリアフリー化」が全体で 48.0%となっている。
- ・小・中学校別でみると、小・中学校共に、「校内に死角ができないような、建物、屋外施設、入り口の配置をする」76.5%(小学校)87.5%(中学校)が多く、中学校では「特別な配慮が必要な人のためのスペース確保と施設全体のバリアフリー化」も87.5%で多くなっている。



Q4. 安全・安心な学校づくりのために必要な項目 (MA)



■小学校(N=17) □中学校(N=8)

【学校施設について】 教職員アンケートより

○廊下・階段・昇降口にかかる施設機能について、教育活動や児童・生徒の学校生活にかかる課題（困りごと）

バリアフリーになっていない。

【これからの学校施設への期待】 教職員アンケートより

○これからの屋外運動場に必要なこと

階段のないバリアフリーな校庭。

【これからの新しい学校について】 児童・生徒アンケートより

○これからの新しい学校で、教室とそのまわりにあったらよいと思うもの（その他）

エレベーターの設置（9）

近未来かつ、バリアフリーな校舎にしたい。（例、自動ドア、エレベーターなど）

【建替えに関して】 市民・保護者、教職員アンケート

○学校の建替えに関するご意見やご要望（自由回答）

意見	対象者
現存の学校はエレベーターが無いため、建替えに伴うバリアフリー化が必要。	市民・保護者
LGBTに配慮したトイレ施設や更衣室なども必要になってくるのではないかと。	市民・保護者
地震に強い、バリアフリーに対応した建物であることが重要。	市民・保護者
体育館の入口に、スロープを置くなどのバリアフリー化。	教職員

■バリアフリー法 建築物移動等円滑化基準の概要

建築物移動等円滑化基準、 建築物移動等円滑化誘導基準とは？

それぞれの説明中、
左の数値等は建築物移動等円滑化基準、右の数値等は建築物移動等円滑化誘導基準です。

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにする必要があります。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
1/12 以下 1/12 以下 (屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにする必要があります。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
1つ以上 原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm 以上 350cm 以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに原則2% 以上
- オストメイト対応便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1つ以上 原則 2% 以上



10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようなする必要があります。

13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようなする必要があります。(建築物移動等円滑化誘導基準)

■岐阜県福祉のまちづくり条例の整備基準の概要

部分	項目	内容
出入口等	幅	90cm以上
	戸	自動開閉または容易に開閉できる構造
廊下等	幅	120cm以上
	車いす回転場	50mごと及び末端に設置
	高低差	スロープ、エレベーター等を設置
	傾斜路	1/12以下
階段	材料	粗面または滑りにくい材料
	構造	回り段を設けない
エレベーター	対象建物	延2,000㎡以上 (教育施設及び共同住宅等を除く)
	出入口	80cm以上
	幅、奥行き	かご：幅140cm以上、奥行き135cm以上 乗降ロビー：幅150cm以上、奥行き150cm以上
便所	対象建物	延1,000㎡以上 (教育施設及び共同住宅等を除く)
	車椅子使用者用便房	腰掛便座、手すりを設置
	出入口	80cm以上
駐車場	対象	30台以上 (機械式駐車場、教育施設又は共同住宅等に設けるものを除く)
	数	1以上
	位置	出入口の近く
	幅	3.5m以上
敷地内通路	通路幅	120cm以上
	線状ブロック	延1,000㎡以上の施設に1以上敷設 (駐車施設、教育施設及び共同住宅等を除く)
	点状ブロック	車路に接する部分および横断する部分、傾斜路等に敷設 (駐車施設、教育施設及び共同住宅等を除く)
※その他、車椅子使用者用特殊構造昇降機、客席、標識及び案内設備等に関する基準がある。		

岐阜県福祉のまちづくり条例の整備基準より作成